

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第1回)

- 日 時 令和8年2月26日 午後1時29分～午後1時40分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 (1) 正副委員長の互選
(2) 調査請求内容について
(3) 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 長島満理子
副委員長 下田 剛
委 員 寺田一樹、森谷久一郎、石崎遊太、出口景介、小林直樹
- 議 長 神田真弓
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○議長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開かせていただきます。

皆様ご承知のとおり、三浦市議会議員政治倫理条例第7条に基づく調査請求を受けましたので、条例第8条第1項により、議長において2月19日付で三浦市議会議員政治倫理審査会を設置し、本日まで出席の委員7人を指名いたしました。

今回は設置後初めての審査会でありますので、私から招集をさせていただきました。

本日は、まず正副委員長の互選をお願いします。

互選の方法は、政治倫理条例及び同条例施行規程に定めがありませんので、先例により、三浦市議会委員会条例に従って、年長委員に委員長が選出されるまで委員長の職務を行っていただきます。

本日まで出席の中での年長委員は小林直樹委員ですので、よろしくをお願いします。

では、席を交代いたします。

[委員長席を交代]

○年長委員 それでは、委員長が選出されるまで委員長の職務を行いますので、よろしくをお願いします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選によることとし、私から指名することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、私から指名をいたします。

委員長に、長島満理子委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、委員長には長島委員を選任することに決しました。

それでは、委員長席を交代いたします。

[委員長席を交代]

○委員長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま皆様方のご推挙により、私が当審査会の委員長に選任されました。

皆様方のご協力の下、円滑かつ慎重な審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この際、申し上げます。本日の審査会については報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いします。

それでは、引き続いて副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については指名推選の方法によることとし、私から指名することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、私から指名をいたします。

副委員長に、下田 剛委員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、副委員長には下田委員を選任することに決しました。

下田副委員長は、副委員長席にお願いいたします。

[副委員長席に着席]

○委員長 それでは、下田副委員長からご挨拶をお願いいたします。

○副委員長 ただいまは副委員長に選任していただき、ありがとうございます。委員長を補佐し、職責を果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、初めに、当審査会の運営方法に関して決定をしたいと思います。

審査会の運営につきましては、三浦市議会議員政治倫理条例及び同施行規程に定めがあるものを除いては、三浦市議会委員会条例及び三浦市議会会議規則の委員会に係る規定を準用することとし、これに該当のないものについては随時お諮りすることにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、ただいまのとおり決定いたします。

それでは、ここで議長の発言をお願いします。

○議長 このたび、三浦市議会議員政治倫理条例に基づき、日高芳子さんから政治倫理調査請求書が提出されました。

議長において点検をいたしまして、一部を補正いただきましたが、要件がそろっていることが認められましたので、政治倫理審査会を設置し、7人の委員を指名いたしました。

調査請求の対象となる事由及びこれを証するとされる資料はお手元の請求書のとおりですので、

ご審査のほどを、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま議長から付託されました審査事項について、本日より審査を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、資料に含まれる個人情報の取扱いについて申し上げます。お手元の調査請求書は、審査に必要なものとして原本の写しをお配りしていますが、議会ウェブサイトへの掲載など一般に公開するものは、提出者のお名前以外の個人情報はマスキングの処理をしますので、ご承知おきください。

委員の皆様には、資料の取扱いにご配慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、本日の次第に沿って進めます。

調査請求内容についてであります。まず、事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長 それでは、お手元の資料に基づき、これまでの経過と調査請求書について説明をいたします。

まず、調査請求書が提出されましたのが、令和8年2月9日。調査請求者は日高芳子さんでございます。提出者につきましては、三浦市議会議員政治倫理条例第7条により選挙権を有する市民と定められておりますので、選挙管理委員会事務局に照会し、提出者が選挙人名簿に登録されていることを確認いたしました。

次に、調査請求の対象議員は、草間道治議員でございます。

対象となる事由の該当条項は、政治倫理条例第4条第1号及び第4号です。お手元に議会関係例規集がございましたら、65ページをご参照ください。第4条は政治倫理基準の遵守について定めたもので、今回、該当条項とされております条項のうち、第1号は「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」となっております。また、第4号は「市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」となっております。この2つに違反しているということで調査請求書が出されたものでございます。

対象となる事由の内容は、調査請求書の1、調査事項の(3)に記載のとおりでございます。

提出された際の事務局での確認、また神田議長の点検の結果、添付書類につきましては、議長の指示を受け、事務局から提出者へ連絡し、補正された調査請求書を提出日と同日に受理いたしております。

これをもって当該請求書は形式的に要件を満たしていることが確認されましたので、去る2月9日の各派代表者会議への報告及び18日の協議を踏まえ、19日に本審査会が設置されたというのが、これまでの経過であります。

なお、本日以降、審査会での審査を頂くわけでございますが、政治倫理条例第9条第1項に審

査会の審査事項が2つ定められております。まず、1つ目は調査請求の適否であります。調査請求について形式的に要件がそろっていることは確認しておりますが、この内容までの審査はしておりませんので、審査請求の内容が適当なものであるかについてご審査いただくこととなります。そして、2つ目の審査事項が政治倫理基準違反の行為の存否についてであります。調査請求書に基づき、これらの審査を頂くものでございます。

事務局からは以上です。

○委員長 事務局からの説明は以上ですが、質疑等ありますか。（「なし」の声あり） なければ、次に進みます。

次に、調査請求の適否についての審査であります。

まず、適否に関する議論に先立ちまして、適否を判断するために、請求者や当該議員に聴取を行う必要があるか協議をしたいと思います。

したがいまして、次回の審査会までに、適否の判断のため聴取が必要かどうか、それぞれ検討をしてきてください。次回の審査会で皆さんの意見を伺って聴取を行うか決めますので、よろしくをお願いします。

では、本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催は、3月4日午後2時30分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
